

NO.220



発行責任者 渡辺 信行

印刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

就任のあいさつ



横浜南労働基準監督署

新署長 さいとう 齊藤 裕紀

4月1日付けで横浜南労働基準監督署に着任しました齊藤と申します。

日頃から私ども労働基準行政に多大なるご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

前任地は神奈川労働局総務部総務課であり、2年間監督署からは離れており、久しぶりの第一線業務であり、身の引き締まる思いがしております。また、私自身、横浜南署勤務は3度目であり、愛着があるこの地域で再び勤務できることを嬉しく思います。

皆様方におかれましては、現在、長引く新型コロナウイルス感染症への対応で、大変なご苦勞をされながら事業活動を行われていることと思います。

労働基準監督署といたしましても、引続き、職場における感染防止対策等を推進してまいります。

本年度は第13次労働災害防止推進計画の最終年に当たり、5年間の労働災害防止に対する取組みの真価が問われる年となります。また、引続き、働き方改革の推進、長時間労働の是正、労働条件の確保・改善対策の推進等の重点施策を進めていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が皆様方に与える影響も踏まえ、きめ細かな対応を行うこととしております。

皆様方にもお力添えをいただきながら、これらの重点施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を願いつつ、神奈川労務安全衛生協会横浜南支部並びに会員事業場の皆様のますますのご発展とご健勝を祈念し、着任の挨拶とさせていただきます。

横浜南労働基準監督署職員ともども、1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

退任のあいさつ



横浜南労働基準監督署

前署長 かわの 河野 治子

3月31日をもちまして定年退職を迎えました。

在任の2年間、労働基準行政の推進、当署の行政運営に多大なご理解ご協力をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。

着任した2年前、この同じ紙面で皆様にご挨拶させていただいた際に「新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を願いつつ」と書かせていただきました。しかしながらこの2年間、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令を受け、皆様の事業と同様に私どもの業務も様々に制限され、新型コロナウイルス対応に追われた2年間でした。

しかしながら、コロナ禍を期としてテレワークやDXの推進を初めとした、働き手のニーズにあった多様な働き方も広がりを見せており、これらは働き方改革の本旨でもあって、私ども神奈川労働局が目指している「すべての人がいきいきと働く社会の実現」に近づく動きでもあると思います。

一方、最終年を迎えた第13次労働災害防止推進計画は、死傷災害の減少にかかる目標達成は非常に厳しい状況であるとともに、令和3年の当署管内の死亡災害は5件となり、ここ数年では最も多い件数となってしまいました。

働く方々の健康と安全は企業の礎です。横浜南支部のみなさまが、地域の企業の働き方改革や、従業員の健康と安全を確保する取組の指針となり、労務環境の改善や災害防止の自主的な活動を引き続き力強くリードしていただけることを、今後も期待しております。

最後になりましたが、神奈川労務安全衛生協会横浜南支部並びに会員事業場の皆様のますますのご発展とご健勝を祈念し、退任の挨拶とさせていただきます。

運 営 部 会

令和4年 新年安全衛生祈願

開催日：2022年1月14日(金)

場 所：伊勢山皇大神宮

新年あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、横浜の総鎮守 神奈川県の宗社（総氏神）として親しまれる伊勢山皇大神宮にて、今年一年間の安全と衛生を祈願する「新年安全衛生祈願式」を執り行いました。

今年はオミクロン株の拡大が懸念される中、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染防止の対策として、会員事業所様の御出席はご遠慮いただき、限られた人員での祈願とさせて頂くと同時に、参拝の後の賀詞交歓会を中止にさせて頂きました。

当日は、新時代のスタートに相応しく天候にも恵まれ、当神奈川労務安全衛生協会横浜南支部も、横浜南労働基準監督署 河野署長ならびに神奈川労務安全衛生協会 古屋専務に参列を賜り、渡辺支部長（日清オイリオグループ(株)）原副支部長（(株)総合車両製作所）にご出席いただき、厳かな式典となりました。

皆様におきましては、ご自身とご家族、また周囲の方々を守り、新型コロナウイルスの感染防止や拡大阻止のために出来ることを今一度、確認をお願いするとともに、コロナ禍を共に乗り越えることを願っております。

また、働くすべての人が健康で災害の無い、豊かな心で幸せに暮らせることが我々全員の願いです。神奈川労務安全衛生協会横浜南支部としても、横浜南労働基準監督署殿のご指導の下、労働災害の無い、安全な職場づくりに努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。



経営首脳者・管理者セミナー 「よこはま みなみ」

開催日：2022年2月15日(火)

受講者：45名

会 場：(株)損保ジャパン横浜支店会議室

2月15日(火)、経営首脳者・管理者セミナーが災害防止11団体の共催により開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、損保ジャパン様から会場・ネットワーク環境のご協力をいただき、オンラインによる開催となりました。

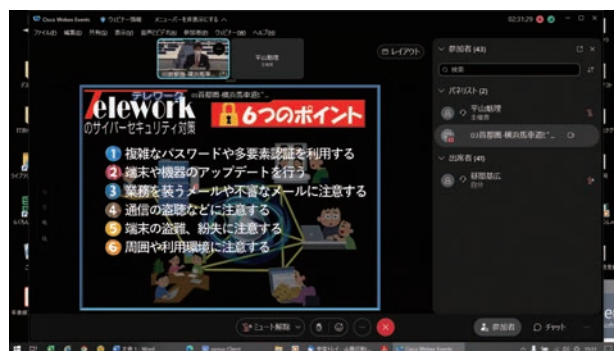
主催者を代表して神奈川労務安全衛生協会横浜南支部の渡辺支部長の挨拶の後、横浜南労働基準監督署・河野署長からご挨拶いただきました。

基調講演は、引き続き、河野署長から「脳・心臓疾患の労災認定基準のポイントと複数事業労働者への労災保険給付」と題して、脳・心臓疾患の労災認定基準に関する基本的な考え方、改正のポイント、労働時間との関連性に関して、労働行政をめぐる動きの紹介がなされました。

次に、特別講演として、神奈川県警情報セキュリティアドバイザーの郊野智喜様から「サイバー犯罪、サイバー攻撃の現状等について」をテーマとしてご講演いただきました。また、損保ジャパン横浜支店の金子昌弘様から「サイバー攻撃に対する備えと事前対策のご紹介」と題してご講演をいただきました。

特別講演では、企業の情報漏洩リスクとして懸念されているサイバー攻撃に対する現状や備え、事前対策について、専門的見地からご紹介いただきました。

本セミナーでの知識を活用し、職場での安全衛生水準の向上と、近年経営課題となっているサイバーセキュリティによりリスク低減が図られることを期待いたします。



安全部会

安全管理者能力向上教育講習会

開催日：2021年12月2日(木)
場 所：万国橋会議センター

受講者：25名

安全部会では厚生労働省より公示された「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針」に基づき、各事業場で既に安全管理者として職場の第一線で活躍されている5年以内の方、或いは事業場に於いて機械設備等に於いて大幅な変更があった方等を対象とし、去る12月2日(木)「安全管理者能力向上教育講習会」を万国橋会議センターにて開催しました。

講習会では午前中、RST講師の山科氏から「労働災害等の現状」「関係法令」、「災害事例と防止対策」、午後からは、経営教育コンサルタントの辻氏から「これからの

安全管理」、「危険性の事前評価の手法と最新の安全管理手法」、「教育及び指導の方法」等について講義を頂き、各受講者は修了証の交付を受けました。受講された方々が、各事業所に於いて、本講習内容を活かし指導され、労働災害のない活き活きとした明るい職場を目指し活躍される事を期待致します。



運営部会

製造業における職長等に対する能力向上教育

開催日：2022年1月24日(月)
場 所：万国橋会議センター

受講者：35名

労働災害防止を推進するうえで、職長等職場の第一線で作業者のリーダーの果たすべき役割は重要であることから、今年度2回目の「製造業における職長等に対する能力向上教育」が開催されました。今回は横浜西支部と共催し、横浜西支部からも多くの皆様にご参加いただきました。

横浜南支部では、コロナ感染予防として、受講者の方に当日の体温測定を含んだ健康チェック表を提出いただくことと、マスク着用と手指の消毒をお願いしています。

講習中はマスク着用の励行と会場内の換気を行い、新型コロナウイルス感染防止対策を実施し、そのような中、受講者の皆様は、社内の重要なポジションである職長の重要性から、講義のメモを取りつつ真剣な眼差しで受講されておりました。

講習の内容は、リスクの捉え方、労働災害の動向、部下に対する指導力の向上、さらに関係法令の改正など踏み込んだ内容が行われ、最後は現場作業をテーマにグループ演習が行われ、活発に意見を出していただきグループごとに発表をしてい

ただきました。安全衛生に重点を置き、人の上に立つ監督者の立場を意識した指導の方法、教育の進め方などの部下の育成、作業手順の定め方、災害発生時における措置など、今後の業務に参考になる有意義な講習でした。

受講者の方々には、今後、各職場にて講習会で得た労働安全衛生の知識を実務として活用し、作業場の安全衛生水準の向上と労働災害の無い安心安全な職場を目指し、ご活躍されることを期待するとともに、今後の講習会への多数の参加をお待ちしております。



労働衛生部会

衛生推進者・安全衛生推進者養成講習

開催日：2022年1月26日(水)・27日(木)

受講者：19名(衛生推進者 1名、安全衛生推進者 18名)
場 所：万国橋会議センター

今年度4回目になります衛生推進者・安全衛生推進者育成講習を万国橋会議センターで開催しました。

この講習は労働安全衛生法で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業者は安全衛生推進者(衛生推進者)を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定められています。

横浜南労働基準監督署管内における令和3年の労働災害の発生状況は、12月末時点全産業で724件で昨年比69件10.5%増加しており、安心して働くことができる安全な職場環境づくり実現に向け、安全衛生推進者(衛生推進者)は非常に重要な役割となります。

今回の講習会では、万国橋会議センターの窓から見える工事現場のクレーン作業を見ながら安全管理についての具体的なポイントの説明や、関連法令では法規制に至った経緯を過

去の災害事例を絡めて説明されるなど、講習会で定められている「安全管理」「作業環境管理と作業管理」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の維持推進」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」の各項目について具体例や経緯を交えながら分かりやすく説明がされ、受講者の方々も熱心に受講されていました。

受講者の方々が当講習会で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生(健康)水準の向上が一層図られることを期待します。なお、今年度も引き続きコロナ禍での開催となりますが、予防措置を講じて、万全な準備で対応しますので、後継者育成を含めご検討頂き、ご参加をお願い致します。



運 営 部 会

職長教育講習会

今年度4回目になります横浜南支部主催の職長教育を万国橋会議センターで、受講者37名参加のもと、コロナ感染予防対策を実施し行われました。

職長教育（監督者安全衛生教育）講習会は、労働安全衛生法第60条に定められたもので、「事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当する時は、新たに就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指揮又は監督する者（作業主任者除く）に対し、安全衛生のための教育を行わなければならない」とする法定講習（12時間）です。

カリキュラムは、職長の役割、職長の職務、設備の改善、環境改善の方法と改善の保持、作業方法の改善、作業に関わる設備及び作業場所の保守管理に方法から作業手順の定め方・作業方法の改善（班別討議、発表含む）、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスクの低減措置等についての講義を受け、リスクアセスメントの実

開催日：2022年2月1日(火)・2日(水) 受講者：37名
場 所：万国橋会議センター

習と多岐に亘り行われました。

これらの内容は、現場におけるリスクや危険性を察知し、作業員を労働災害から守り、安全に仕事ができるように指揮命令を行う職長が、身に付けておくべき事柄を学ぶ非常に大切な講習となります。

受講者の皆様が実務において、職長としてより高い目標を目指し、作業の品質だけでなく、職場の安全衛生面においても重要な存在になることを期待いたします。



安 全 部 会

安全管理者選任時研修

労働安全衛生法第11条で事業者は政令で定める業種及び規模の事業所ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者の内から、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に安全に係わる技術的事項を管理させなければならないと定めています。平成18年10月の法改正以降は、安全管理者選任時に厚生労働大臣の定める研修（法定9時間）を受講することが義務化となっております。好評につき本年4回目となりますが、3月16日・17日に「安全管理者選任時研修」を、開催致しました。このコロナ禍において各企業内での体制の見直し及び従業員の育成強化の観点から申し込みが増えてきております。

研修では「安全管理の進め方」「安全教育の方法」「労働安全関係法令」「危険性又は有害性等の調査とその結果に基づき講ずる措置」「労働安全衛生マネジメントシステム」等について講

日 時：2022年3月16日(水)・17日(木) 受講者：27名
場 所：万国橋会議センター

義をおこなって頂きました。受講者の方々も、グループ演習など活発な討議を行って頂きました。安全管理者の転勤・異動により安全管理者が未選任の状態とならないよう研修修了者を複数人確保しておかれることが望まれます。本研修もコロナ感染症対策を行いながら、開催しております。各企業におかれましても、職場配置の際、ご確認の程お願い申し上げます。末尾となりますが、今回受講された方々が本研修の内容を十分理解され、労働災害のない職場を目指し、活躍されることを期待致します。



あんしん財団は 事業経営を幅広くサポートします！

会費は 月々 **2,000円**
お一人様 (うち保険料1,700円)

事業総合傷害保険

お仕事でのケガはもちろん日常生活のケガも補償

ケガによる死亡時
2,000万円 (満80歳以上の方は1,000万円)
*疾病(病気)は補償の対象になりません

お客様サービス事業

職場の安全・安心を支える補助金制度

安全衛生設備等の
設置(購入)費用の一部を補助

人間ドックや定期健康診断の
受診費用の一部を補助

※この広告は制度の概要を説明したものです。ご加入の際は必ずパンフレットと重要事項説明書で制度内容をご確認ください。
※介護保険法の要介護認定を受けている方や、経営や就業の実態がない方等はご加入いただけません。※お客様サービス事業は加入者サービス規約に定められた方がご利用になれます。※近畿・中国・四国地方および沖縄県に所在地がある事業所は、原則、新規のご加入はいただけません。※ご提供いただいた個人情報、当法人の制度のご案内のみに利用させていただきます。また、当法人が責任をもって管理します。



「経営」を守る・支える
一般財団法人

あんしん財団

通話料
無料

0120-311-816 (受付時間 平日9:00~17:30)

あんしん財団

検索

認可特定保険業者

2019-0039-AD-209

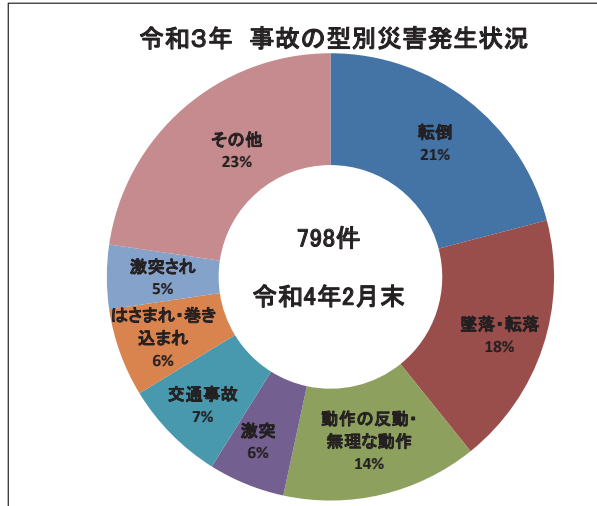
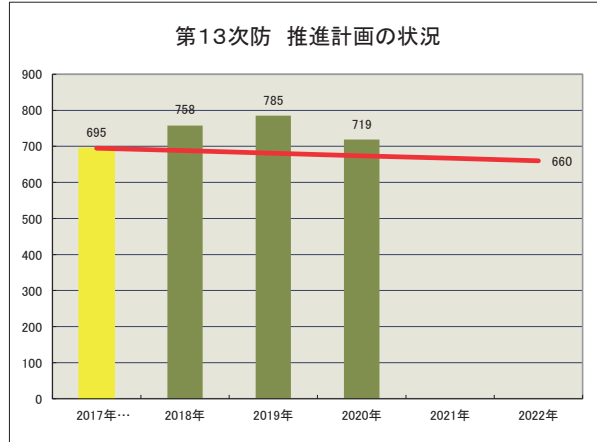
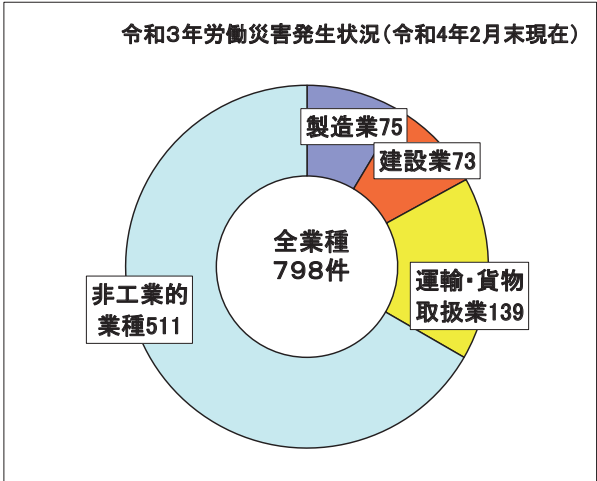
監督署だより

令和3年 業種別労働災害発生状況（令和4年2月末日現在）

横浜南労働基準監督署

令和4年2月末日現在、横浜南労働基準監督署管内における令和3年の労働災害（死亡および休業4日以上）による死傷者数は、798人（前年同期710人）で、前年に比べ88人増加（+12.4%）しています。
また、第13次労働災害防止推進計画（2018～2022年度）（以下13次防）の3年目であった2020年の死傷者数は719人で、基準年とする2017年と比べ24人増加（+3.5%）しているところです。
13次防の目標達成（660人以下）に向け、PDCAサイクルに基づく適切なリスクアセスメントの実施など、各事業場における実効のある安全衛生自主管理活動の取組をお願いいたします。

業 種 区 分		令和4年2月末		前年同期		増減	
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	件数	増減率
製 造 業	食料品		32		30	2	7%
	繊維工業					0	-
	衣服その他の繊維製品					0	-
	木材・木製品		2			2	-
	家具・装備品				1	-1	-
	パルプ・紙・紙加工品		2			2	-
	印刷・製本				1	-1	-
	化学工業		4		3	1	-
	窯業土石製品		1		2	-1	-50%
	鉄鋼業		1			1	-
	非鉄金属					0	-
	金属製品		6		5	1	20%
	一般機械器具		4		2	2	50%
	電気機械器具		3		2	1	50%
	輸送用機械等	2	10		8	2	25%
建設業	電気・ガス・水道業		2		3	-1	-
	その他の製造業		8		6	2	33%
	小 計	2	75	0	63	12	19%
	土木工事業		9	1	15	-6	-40%
	建築工事業（木建除く）	2	40	1	34	6	18%
運輸・貨物取扱業	木造家屋建築工事業		9		6	3	50%
	その他の建設業		15		13	2	15%
	小 計	2	73	2	68	5	7%
	鉄道・軌道・水運・航空業		2		3	-1	-
	道路旅客運送業		27		46	-19	-41%
非工業的業種	道路貨物運送業	1	66		69	-3	-4%
	その他の運輸交通業		1			1	-
	陸上貨物取扱業		22		13	9	69%
	港湾運送業		21		25	-4	-16%
	小 計	1	139	0	156	-17	-11%
非工業的業種	農林・畜産・水産業		7		1	6	600%
	商業（新聞販売業除く）		122		105	17	16%
	新聞販売業		13		6	7	117%
	金融・広告業		5		4	1	25%
	教育・研究業		8		6	2	-
	保健衛生業		166		97	69	71%
	接客娯楽業		49		69	-20	-29%
	清掃・と畜業（ビルメン除く）		19		26	-7	-27%
	ビルメンテナンス業		55		41	14	34%
	その他の事業		67		68	-1	-1%
	小 計	0	511	0	423	88	21%
合 計		5	798	2	710	88	12%



STEP 1

キャンペーン期間 (5月1日～9月30日)

□ WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT指数計の例

準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。
休憩場所には水、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。
準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。

WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置

通気性の良い服装等

作業時間の短縮

WBGT値が高いときは、**単独作業を控え**、WBGT値に応じて**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。

暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。特に、**入職直後や夏季休暇明け**の方は注意が必要です！

水分・塩分の摂取

のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。

フレクーリング

休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。

健康診断結果に基づく措置

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがある熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。

日常の健康管理など

前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことのできるようになりましょう。

作業中の作業者の健康状態の確認

管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

WBGT値の低減対策は実施されているか

WBGT値に合った**作業計画**となっているか

各作業者の**体調や暑熱順化の状況**に問題はないか

各作業者は**水分や塩分**をきちんと取っているか

作業の**中止や中断**をさせなくてよいのか

異常時の措置
～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん**作業を離れ**、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または**救急車**を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和4年5月～9月

熱中症予防対策の徹底を図ろう —

労働局労働安全センター 95-01 カンパ

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みしましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間 4月、重点取組期間 7月）

4月

5月

6月

7月

8月

9月

5/1 — キャンペーン期間 — 9/30

準備期間

重点取組期間

確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

□ WBGT値の把握の準備	準備期間 (4月1日～4月30日) JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。
□ 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。
□ 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
□ 服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。
□ 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。
□ 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。
□ 発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R4.3)

事務局日より

新入会事業所のご紹介

2022年1月以降に入会頂きました事業所をご紹介します。
今後とも皆様のご協力よろしくお願い致します。

・株式会社アイスト 7名
横浜市中区不老町3-12-9

新規会員の募集

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に向けて、当協会への加入の促進活動を推進しております。

近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がございましたら、南支部事務局までご紹介ください。



支部通常総会のお知らせ

- ・ 日 時：2022年5月11日(水) 午後3時より
 - ・ 会 場：かながわ労働プラザ（Lプラザ） 3階多目的ホールA
JR石川町駅中華街口（北口）徒歩3分
 - ・ 内 容：①労務安全衛生功労表彰
②2021年度事業経過報告並びに2022年度事業計画審議
- *新型コロナウイルス感染予防対策を行うなかで、会員事業所様の出席についてご案内させていただきます。なお、懇親会は中止いたします。諸般の情勢に鑑みご容赦をお願いいたします。
- *ご都合で欠席される場合は、委任状の提出にご協力をお願いいたします。

全国安全週間横浜南地区推進大会について

- ・日 時：2022年6月8日(水) 午後1時30分より
・会 場：磯子公会堂
 横浜市磯子区磯子3-5-1
*多数の方のご参加お待ちしております。

出張講習について

会員事業所様に出向いて、安全衛生教育、特別教育等出張講習を行います。
受講者の人数がまとまるのが条件になりますが、出張講習の要望がありましたら支部事務局までお問い合わせください。
横浜南支部 TEL：045-651-4701

特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習

特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を横浜南支部主催で下記の内容で実施しますので多数の方の受講をお待ちしています。

- ・日 時：6月1日(水)2日(木)
・会 場：横浜技能文化会館 横浜市中区万代町2-4-7

本部総会について

- ・日 時：2022年5月27日(金) 午後3時30分より
・会 場：関内ホール（小ホール）
・出席者：理事・理事候補及び監事・監事候補
*会員事業所様においては委任状の提出にご協力をお願いいたします。

横浜南支部行事予定（4月～7月分）

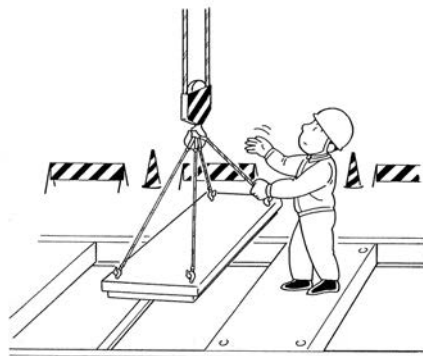
行事内容	会 場	実 施 日
新入社員安全衛生教育	かながわ労働プラザ	4月14日
職 長 教 育	万国橋会議センター	4月20日21日
支 部 通 常 総 会	かながわ労働プラザ	5月11日
安全管理者選任時研修	万国橋会議センター	5月18日19日
全国安全週間横浜南地区推進大会	磯 子 公 会 堂	6月8日
安全衛生委員講習会	万国橋会議センター	6月10日
K Y Tリーダー養成講習会	万国橋会議センター	6月15日
衛生推進者・安全衛生推進者養成講習	万国橋会議センター	6月21日22日
危 険 体 験 研 修	日清オイログループ(株)	7月7日
安全管理者選任時研修	万国橋会議センター	7月13日14日
有機溶剤特別教育	万国橋会議センター	7月20日

クイズ どんな危険？

-- 覆工作業 --

狀況：

あなたは、クレーンで覆工板を
降ろしている。



1. 覆工板を横に移動しているとき、ワイヤがフックから外れて覆工板が落ちて、足に当たる。
2. クレーン運転者への合図のため、上を向いているので、後ずさりして開口部に転落する。
3. 覆工板の横揺れを避けようと、後ずさりしたとき、最後の開口部に落ちる。
4. 手でストップの合図をしたが、クレーン運転者に伝わらず、覆工板が溝から外れ一緒に落下する。
5. クレーンに気をとられ、覆工板を路上に降ろしたとき路面の覆工板から出ている足をばさむ。

編集後記

みなさま初めまして。この度、編集後記を執筆することになりましたT.S.です。書き物に不慣れで拙筆となりますがお付き合いいただけたら幸甚です。昨今は予想していなかったことが次々と起きているように感じております。2019年12月に中国武漢から発生した新型コロナウイルスのパンデミックしかり。2022年2月に発生したロシアのウクライナ侵攻しかり。これだけ科学が発達しても新種ウイルス一つで世界は様変わってしまい、いまだに今後の先行きが読めません。また、世界中からリアルタイムで大量の情報を入手でき何が正しいか一人ひとりが判断できる世の中で、人々に選ばれた政治家が何の大義名分もないような戦争を勃発させてしまうという恐ろしい事態が起っています。一刻も早い事態の収拾と、ウクライナの人々にこれ以上の戦禍が及ばないよう思わずにはいられません。ウイルスの出現や国家間の戦争レベルに比べると、安全衛生については注意深い現状観察によって、我々の手で災害を予想・予防できることが多いのではと思われます。どんなことも簡単に変えていくことはできませんが、まずは身近なところから一歩ずつ改善を進めていかねばと思っています。(T.S.)